タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第49条第１項の規定に基づき、試験事務を行う登録実施機関を下記のとおりとするので、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第39条の３の規定により、公示する。

平成 27 年 10 月 1 日

九州運輸局長　竹田　浩三

記

（指定地域の名称）

福岡地域

（登録実施機関の名称）

一般社団法人　福岡市タクシー協会

（登録実施機関の主たる事務所の所在地）

福岡県福岡市博多区比恵町11番１号

（指定地域の名称）

北九州地域

（登録実施機関の名称）

一般社団法人　北九州タクシー協会

（登録実施機関の主たる事務所の所在地）

福岡県北九州市小倉北区中島１丁目18番28号

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年10月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 27 年 10 月 1 日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１．制定された日本工業規格

歯科用歯内療法器具―第２部：エンラージャ	Ｔ5221―２
歯周用プローブ―第１部：一般要求事項	Ｔ5418―１
歯周用プローブ―第２部：呼称	Ｔ5418―２
歯科用回転器具―軸―第３部：セラミック製	Ｔ5504―３
歯科用回転器具―ディスク及びホイールのボア径	Ｔ5510
歯科―ハンドピース及びモータ	Ｔ5912

２．改正された日本工業規格

ヘルスケア製品の滅菌―放射線―第１部：医療機器の滅菌プロセスの開発，バリデーション及び日常管理の要求事項	Ｔ0806―１
注射針を使用する医療用注入システム―第１部：注射針を使用する注入システム―要求事項及びその試験方法	Ｔ3226―１
注射針を使用する医療用注入システム―第２部：注射針―要求事項及びその試験方法	Ｔ3226―２
歯科鋳造用14カラット金合金	Ｔ6113
歯科鋳造用14カラット金合金用プラスメタル	Ｔ6114
歯科修復用コンポジットレジン	Ｔ6514
歯科支台築造用コンポジットレジン	Ｔ6523

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課医療機器・再生医療等製品審査管理室においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年10月１日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 27 年 10 月 1 日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

廃止された日本工業規格

歯科用根管器具―第２部：エンラージャ	Ｔ5217―２
歯周ポケットプローブ	Ｔ5418

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年10月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 27 年 10 月 1 日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　宮沢　洋一

記

１．制定された日本工業規格

男性向け天然ゴムラテックス製コンドーム―要求事項及び試験方法	Ｔ9111

２．改正された日本工業規格

医用電気機器―第２―201部：水治療法用圧注装置及び温浴療法用装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Ｔ0601―２―201
医用電気機器―第２―202部：紫外線治療器の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Ｔ0601―２―202
医用電気機器―第２―203部：赤外線治療器の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Ｔ0601―２―203
医用電気機器―第２―204部：空気圧式マッサージ器の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Ｔ0601―２―204
医用電気機器―第２―205部：医療用マッサージ器の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Ｔ0601―２―205
医用電気機器―第２―206部：乾式ホットパック装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Ｔ0601―２―206
医用電気機器―第２―207部：キセノン光線治療器の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Ｔ0601―２―207
医用電気機器―第２―35部：医療用ブランケット，小型パッド又はマットレス加温装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Ｔ0601―２―35

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課医療機器・再生医療等製品審査管理室においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年10月１日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 27 年 10 月 1 日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　宮沢　洋一

記

廃止された日本工業規格

ラテックス製コンドーム―第１部：要求事項	Ｔ9111―１
ラテックス製コンドーム―第10部：包装及び表示	Ｔ9111―10
ラテックス製コンドーム―第２部：長さの測定	Ｔ9111―２
ラテックス製コンドーム―第３部：折幅の測定	Ｔ9111―３
ラテックス製コンドーム―第５部：穴の検出―水漏れ試験	Ｔ9111―５
ラテックス製コンドーム―第６部：破裂容量及び破裂圧力の測定	Ｔ9111―６
ラテックス製コンドーム―第７部：加熱処理試験	Ｔ9111―７
ラテックス製コンドーム―第９部：引張特性の測定	Ｔ9111―９